

◎佐賀県条例第14号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設立の認証申請) 第2条 略 2・3 略 4 法 <u>第10条第3項</u> （法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。 (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用) 第16条 略 2 略 3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 4 略	(設立の認証申請) 第2条 略 2・3 略 4 法 <u>第10条第4項</u> （法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。 (民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用) 第16条 略 2 略 3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに <u>第52条第4項及び第5項</u> 並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 4 略

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。